

令和8年第1回鬼北町議会定例会

令和8年3月18日（水曜日）

○議事日程

令和8年3月18日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第41号 令和8年度鬼北町一般会計予算について
- 日程第4 議案第42号 令和8年度鬼北町用品調達特別会計予算について
- 日程第5 議案第43号 令和8年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第6 議案第44号 令和8年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算について
- 日程第7 議案第45号 令和8年度鬼北町介護保険特別会計予算について
- 日程第8 議案第46号 令和8年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第9 議案第47号 令和8年度鬼北町水道事業会計予算について
- 日程第10 議案第48号 令和8年度鬼北町病院事業会計予算について
- 日程第11 議案第49号 令和8年度鬼北町下水道事業会計予算について
- 日程第12 同意第1号 鬼北町監査委員の選任について
- 日程第13 議員の派遣について
- 日程第14 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第15 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第16 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第17 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第3 議案第41号 令和8年度鬼北町一般会計予算について
- 日程第4 議案第42号 令和8年度鬼北町用品調達特別会計予算について

- 日程第 5 議案第 4 3 号 令和 8 年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 6 議案第 4 4 号 令和 8 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算について
- 日程第 7 議案第 4 5 号 令和 8 年度鬼北町介護保険特別会計予算について
- 日程第 8 議案第 4 6 号 令和 8 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第 9 議案第 4 7 号 令和 8 年度鬼北町水道事業会計予算について
- 日程第 1 0 議案第 4 8 号 令和 8 年度鬼北町病院事業会計予算について
- 日程第 1 1 議案第 4 9 号 令和 8 年度鬼北町下水道事業会計予算について
- 日程第 1 2 同意第 1 号 鬼北町監査委員の選任について
- 日程第 1 3 議員の派遣について
- 日程第 1 4 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 1 5 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 1 6 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 1 7 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 1 8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○出席議員（12名）

1 番 長 尾 慶 太	2 番 入 田 伸 介
3 番 大 川 正 展	4 番 今 城 喜久生
5 番 兵 頭 稔	6 番 中 山 定 則
7 番 末 廣 啓	8 番 井 上 博
9 番 程 内 覺	1 0 番 松 浦 司
1 1 番 山 本 博 士	1 2 番 芝 照 雄

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議 会 事 務 局 長 渡 辺 美 枝 書 記 都 浩 明

○説明のため出席した者

町	長	兵頭誠	亀	副町長	松本幸男
企画振興課長	小川秀樹	総務財政課長	水野博光		
危機管理課長	東英範	町民生活課長	山本雄大		
保健介護課長	谷口美穂	環境保全課長	東明彦		
農林課長	奥藤幸利	建設課長補佐	松浦慎二		
水道課長	二宮洋之	日吉支所長	山本万里		
会計管理者	稲屋浩明	教育課長	行定洋嗣		
教育課長	佐々木健次	農業委員会会長	谷口雄記		
監査委員	田中清志				

○議長（芝 照雄君）

改めまして、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（芝 照雄君）

本日の議事日程は、別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えておりますので、各位の御協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、5番、兵頭 稔議員、6番、中山定則議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告します。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3、議案第41号、令和8年度鬼北町一般会計予算についてから、日程第11、議案第49号、令和8年度鬼北町下水道事業会計予算についてまで、以上9件を一括議題とします。

これから、審査結果について、程内 覺予算常任委員長から報告を求めます。

○予算常任委員長（程内 覺君）

令和8年3月6日の本会議において、予算常任委員会に付託を受けました議案第41号、令和8年度鬼北町一般会計予算から、議案第49号、令和8年度鬼北町下水道事業会計予算までの9件について、3月9日に委員会を招集し、3月11日までの3日間、予算常任委員会を開催し、全委員出席の下、町長・副町長・教育長及び関係各課長等の出席を求め、会計ごとに慎重に審査を行いましたので、その経過と結果につ

いて報告いたします。

令和8年度当初予算は、改革・物価高騰による大変厳しい財政の中、物価高騰対策事業をはじめ、新分野へのてこ入れ等を展開し、有利な補助金の活用・基金の取崩しによる財源の確保がされています。

一般会計歳入予算、12款、1項、1目、4節、近永駅周辺賑わい創出事業費使用料のうち、多世代交流施設使用料について、寮費と交流施設の利用料及び利用件数をただしたところ、寮費については、令和7年度の入寮生は月額4万円の13名分、令和8年度の入寮生は月額5万円の6名分を予定しており、施設利用料は、月額5,000円の12か月分であるとの答弁でした。

19款、5項、1目、10節、自治総合センター助成金1,830万円の内訳についてただしたところ、奈良中組集会所新設工事の助成金であり、他地区からの申請はなく1件のみの助成となっているとの答弁でした。

次に、一般会計歳出予算、2款、1項、6目、18節、企画費のうち、電子通貨利用者支援金に関連し、キホカについてただしたところ、キホカカード加入者は、令和8年1月末現在3,311人、加入率は36.8%である。物価高騰対策として、キホカカードへの3,000円分のポイント付与を5月29日まで実施し、その周知方法は、回覧・ホームページや広報誌等で行っているとの答弁でした。

町民全員が恩恵を受けるべき物価高騰対策事業であり、加入率を上げるため鋭意努力するようただしたところ、今後も普及活動に努力するとの答弁でした。

2款、6項、1目、1節、監査委員費のうち、識見者の委員報酬について、人件費の高騰等を考慮し、増額すべきではないかとただしたところ、報酬審議会に委ね検討するとの答弁でした。

3款、2項、1目、12節、こども計画策定支援業務委託料について、こども基本法第10条に基づき、愛媛県でこども計画を策定済みであり、人口規模の少ない当町で、努力義務となっている計画を作成する必要性についてただしたところ、令和7年度に策定に係るアンケートを実施し、今年も策定に向け続けていくとの答弁があり、愛媛県こども計画との整合性のある計画策定を求めました。

4款、1項、1目、12節、保健衛生総務費のうち、地域医療再編検討業務委託料に関連し、地域医療の再編についてただしたところ、令和8年度で検討委員会を開催して方向性を見だし、令和9年度に経営強化プランを策定する予定である。また、地域医療再編は、宇和島圏域全体の問題であり、北宇和病院の存続だけではなく地域全体の医療として検討を行いたいとの答弁でした。

5款、1項、3目、12節、農業振興費のうち、ジビエ施設等指定管理委託料に関連し、現在の運営状況についてただしたところ、現在は5名体制で業務の効率化に取り組んでおり、昨年は1日4頭だった解体数が、今年は1日15頭へ大幅に改善している。

また、障害者の働く場として、町内の障害者施設からの研修受入れも行っている。今月には、道の駅との打合せ等を行い、4月頃からネット販売も開始する見込みであり、今後、販売に力を入れていくとの答弁でした。

5款、1項、3目、農業振興費に関連して、令和5年、令和6年度に実施した燃料価格高騰対策補助金について、新年度に計上されていない理由及び町単独の補助事業についてただしたところ、国の交付金の打切りによるところが大きく、町単独では財政的に厳しい。今後、関係者と調整し対応していきたいとの答弁でした。

次に、5款、2項、2目、林業振興費のうち、森の三角ぼうしの大規模改修について、令和7年度補正予算で減額した建築及び造成の設計委託料が当初予算に計上されていない理由についてただしたところ、駐車場について利用者の安全と利便性を踏まえた配置の再検討が必要であった。今後、関係部署と観光振興、駐車場配置、直売所運営、モニュメント、造形物展示を含めた各種検討を行い、条件が整い財政的に可能と判断した場合に再提出を考えているとの答弁でした。

5款、2項、2目、林業振興費のうち、森林資源地域循環型産業創出事業委託料に関連し、進捗状況及び人材確保についてただしたところ、行政手続等の遅れにより改質リグニン実証プラントの工事完了が令和8年度の第4四半期にずれ込む予定である。令和9年度いっぱい、実証試験期間となるため、その後の本格稼働に向けて、人員確保のための採用計画を作成していくとの答弁でした。

7款、1項、2目、住宅新築資金管理費の現状、令和7年度の回収実績、未収金残高、令和8年度の回収計画等についてただしたところ、令和7年度回収実績は、50万9,000円、未収金残高2,100万円である。滞納整理については、毎年同じ人から返納があるが、なかなか進まない現状で今後も努力していくとの答弁でした。

次に、介護保険特別会計、3款、2項、1目、地域福祉ネットワーク構築業務委託料について、ネットワーク構築の効果をただしたところ、令和6年度に導入後、人手や時間の大幅なコスト削減につながっている。また、関係者のアンケート調査でも7割が効率化につながっていると評価しているとの答弁でした。

水道事業会計予算に関連し、大藤浄水場の老朽化対策と堆積土の搬出について、ただしたところ、耐震化を含めた長寿命化を図りつつ、施設の延命化を図る。また、堆

積土の搬出については、関係機関を巻き込みながら可能な範囲で対応していくとの答弁でした。

また、水道料金について、平成15年の料金設定以降、料金の見直しは行っているか、また、見直しの計画はないかとただしたところ、周辺自治体を見てみると平成30年以降増額傾向にあるが、本町は同額で推移している。現在、料金の見直しは考えていないとの答弁でした。

そのほか、必要に応じ質疑を行い、採決の結果、議案第41号、令和8年度鬼北町一般会計予算から、議案第49号、令和8年度鬼北町下水道事業会計予算まで、以上9件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、予算常任委員会の報告を終わります。

○議長（芝 照雄君）

報告が終わりました。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑を省略し、議案ごとに討論・採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

よって、委員長報告に対する質疑を省略し、議案ごとに討論・採決することに決定しました。

初めに、議案第41号、令和8年度鬼北町一般会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

○2番（入田伸介君）

41号、一般会計についてですけれども、反対の立場で討論させていただきます。

特に私が反対させていただく事項は、住環境整備に関してあります。さきの一般質問でも私やらせていただいたんですけれども、町内の住環境設備の政策に関しましては、まだまだ議論の深まりが必要とっております。特に周辺地域においては、所得等の理由で公営住宅を退去される方が多々いらっしゃるという中で、中心部のみに働きかけとなる賃貸共同住宅等の事業に予算を割くのは承服いたしかねますので、反対させていただきます。

○議長（芝 照雄君）

ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

これで討論を終わります。

これから、議案第41号、令和8年度鬼北町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第41号、令和8年度鬼北町一般会計予算については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(起立多数)

○議長(芝 照雄君)

賛成多数です。

したがって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号、令和8年度鬼北町用品調達特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第42号、令和8年度鬼北町用品調達特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第42号、令和8年度鬼北町用品調達特別会計予算については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(起立全員)

○議長(芝 照雄君)

起立全員です。

したがって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、令和8年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第43号、令和8年度鬼北町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第43号、令和8年度鬼北町国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（起立全員）

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号、令和8年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第44号、令和8年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第44号、令和8年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（起立全員）

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号、令和8年度鬼北町介護保険特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第45号、令和8年度鬼北町介護保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第45号、令和8年度鬼北町介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（起立全員）

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号、令和8年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第46号、令和8年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第46号、令和8年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（起立全員）

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号、令和8年度鬼北町水道事業会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

○5番（兵頭 稔君）

水道事業は、御存じのとおり資本的収支が物すごい赤字になっています。その赤字になっている原因は、水道工事をまだ30年足らずで次また交換ということですので、ますます赤字になってくるんじゃないかなと思いますので、反対させていただきます。

○議長（芝 照雄君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

これで討論を終わります。

これから、議案第47号、令和8年度鬼北町水道事業会計予算について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第47号、令和8年度鬼北町水道事業会計予算については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（起立多数）

○議長（芝 照雄君）

起立多数です。

したがって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号、令和8年度鬼北町病院事業会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第48号、令和8年度鬼北町病院事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第48号、令和8年度鬼北町病院事業会計予算については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（起立全員）

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号、令和8年度鬼北町下水道事業会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第49号、令和8年度鬼北町下水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第49号、令和8年度鬼北町下水道事業会計予算については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（起立全員）

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、同意第1号、鬼北町監査委員の選任についてを議題とします。

（田中清志君 退場）

○議長（芝 照雄君）

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第12、同意第1号、鬼北町監査委員の選任について、提案理由の説明をいたします。

地方自治法第195条の規定により、鬼北町の監査委員の定数は2人となっております。この2人につきましては、同法第196条第1項の定めるところにより、議会の同意を得て、うち1人を識見を有する者から、残り1人は議会議員の中から選任することになっております。

令和8年3月31日をもって、識見を有する監査委員として選任しておりました田

中清志氏の任期が満了となるので、その後任の委員を任命するため、議会の同意を求めるものであります。

選任する委員は、住所、鬼北町大字永野市323番地1、氏名、田中清志、生年月日は御覧のとおりであります。

再任を予定します田中清志氏は、令和4年4月1日から、鬼北町監査委員として、公正かつ適正な監査を実施され、内部統制の確保や、財務規律の維持に向けた的確な指摘と建設的な意見は、本町の健全な行財政運営に資するものでありました。引き続き、町民目線での行政監査に御尽力いただけるものと確信しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから、質疑・討論を一括して行います。

質疑・討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑・討論なしと認めます。

これから、同意第1号、鬼北町監査委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

田中清志君に同意することに賛成の方は、御起立願います。

（起立全員）

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、田中清志君に同意することに決定いたしました。

田中清志君の入場を許可します。

ここで、田中清志君から挨拶を受けます。

○監査委員（田中清志君）

再任に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

4年前、新たに任に就きましたときは、新型コロナウイルス感染症の影響がまだ色濃く残っていた時期でした。それ以来、この鬼北町をもっとよくするためという形で、役場の人たちと一緒にやっという形の心でやってまいりました。古代中国の湯王という人は、自分が朝、顔を洗うたらいに、「苟に日に新たなり」という言葉を刻んでいたと言います。私も、再任に当たりまして、こういった新たな気持ちでやっ

ていきたいと思っておりますので、引き続きまして、御指導と御協力を賜りますよう、  
よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

日程第13、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元にお配りしました別紙のとおり、派遣することにし  
たいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配りました別紙のとおり派遣するこ  
とに決定いたしました。

次に、お諮りします。

ただいま可決されました議員の派遣の内容については、今後、変更を要するときは、  
その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣の内容に変更を要するときは、その取扱いを議長に一任す  
ることに決定いたしました。

日程第14、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、  
日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上5件を  
一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、日程第14、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件に  
ついてから、日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、

以上5件を一括議題とすることに決定しました。

お手元に配付した写しのとおり、総務産業建設常任委員長、厚生文教常任委員長、予算常任委員長及び議会広報常任委員長から、所管事務に関する事項の継続調査申出書が提出され、議会運営委員長からは、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議会の会議規則及び委員会条例等に関する事項並びに議長の諮問に関する事項についての継続調査申出書が提出されております。

いずれも、鬼北町議会会議規則第75条の規定により、閉会中も、なお引き続き調査が実施できるよう所要の事務手続を行うものです。

お諮りします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの閉会中の継続調査申出書については、これを申出のとおり許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの閉会中の継続調査申出書のとおり、許可することに決定しました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は全て議了しました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

○町長(兵頭誠亀君)

令和8年第1回鬼北町議会定例会に提案いたしておりました全ての案件につきましては、それぞれ原案のとおり可決いただき、誠にありがとうございました。

近年、まれに見る緊迫した国際情勢によって、既に日本、そして、地域社会に大きな影響が発生しつつあります。より一層の注視、国・県との連携、情報収集に努力してまいります。

間もなく令和8年度がスタートいたします。今回の定例会において議決いただきました予算に基づきまして、今後、一つ一つの事業を具現化していくこととなりますが、議員の皆様の貴重な御意見を踏まえて、住民の皆様の負託に応えるべく最善を尽くす所存でありますので、今後とも、引き続き御支援と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

これをもちまして、令和8年第1回鬼北町議会定例会の閉会挨拶とさせていただきます。長時間ありがとうございました。

○議長(芝 照雄君)

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和8年第1回鬼北町議会定例会を閉会します。

(午前 9時34分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 5 番）

鬼北町議会議員（ 6 番）